



令和5年5月11日

担当課	こども家庭課
担当者	小山、岩崎、原田
電話	(073) 435-1219
内線	(5280)

## 低所得の子育て世帯に対する 子育て世帯生活支援特別給付金について

食費等の物価高騰に直面し、影響を受ける低所得の子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行う観点から、子育て世帯生活支援特別給付金を支給します。

### 1 対象者

ひとり親世帯分	<p><b>&lt;申請不要の方&gt;</b> ○支給日(予定) R5.5/31(水)</p>	令和5年3月分の児童扶養手当受給者の方
	<p><b>&lt;申請が必要な方&gt;</b> ○申請受付開始日 R5.7/3(月)～R6.2/29(木) ○支給日 申請受付後、順次支給予定</p>	<p>①公的年金等の受給により、令和5年3月分の児童扶養手当の支給を受けていない方</p> <p>②食費等の物価高騰の影響を受けて家計が急変し、令和5年1月以降の直近の収入が児童扶養手当受給者と同じ水準にある方</p>
ひとり親世帯以外	<p><b>&lt;申請不要の方&gt;</b> ○支給日(予定) R5.5/31(水)</p>	令和4年度中に実施した子育て世帯生活支援特別給付金(前回の給付金)の支給対象者
	<p><b>&lt;申請が必要な方&gt;</b> ○申請受付開始日 R5.7/3(月)～R6.2/29(木) ○支給日 申請受付後、順次支給予定</p>	<p>■対象児童(18歳年度末までの子、障害児については20歳未満)を養育する父母等(令和6年2月末までに生まれた児童が対象になります。) <b>であって、以下①又は②の方</b></p> <p>①令和5年度市町村民税(均等割)が非課税の方</p> <p>②食費等の物価高騰の影響を受けて家計が急変、令和5年1月以降の収入が減少し、住民税非課税相当の収入となった方</p>

※申請不要の方については、お知らせを発送します。(令和5年5月12日(金)予定)  
なお、受給を拒否される方は令和5年5月24日(水)午後5時15分までに申し出てください。

### 2 給付額

児童一人当たり一律5万円

### 3 問合せ先

こども家庭庁 コールセンター  
0120-400-903 (平日9:00～18:00)

